

# 令和4年長浜市議会定例会

## 令和4年9月定例会

### 提案議案概要

8月19日送付

#### 28議案

- ・ 補正予算 5議案
- ・ 決算認定 10議案
- ・ 条例 5議案
- ・ その他議案 1議案
- ・ 人事議案 7議案

## 補正予算関係

議案第 68 号 令和 4 年度長浜市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 69 号 令和 4 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 70 号 令和 4 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）

議案第 71 号 令和 4 年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 72 号 令和 4 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 2 号）

## 決算関係

議案第 73 号 令和 3 年度長浜市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 74 号 令和 3 年度長浜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 75 号 令和 3 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について

議案第 76 号 令和 3 年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 77 号 令和 3 年度長浜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 78 号 令和 3 年度長浜市休日急患診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

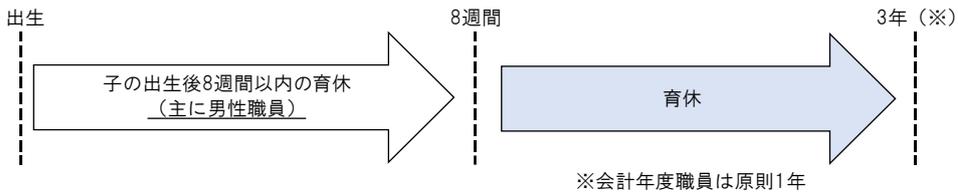
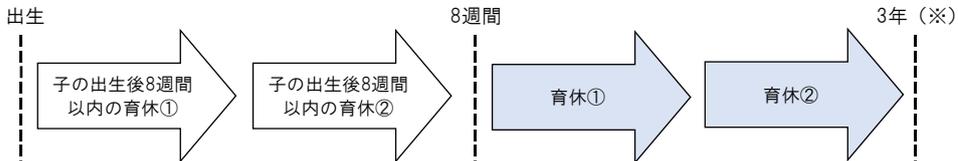
議案第 79 号 令和 3 年度長浜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 80 号 令和 3 年度長浜市病院事業会計決算の認定について

議案第 81 号 令和 3 年度長浜市老人保健施設事業会計決算の認定について

議案第 82 号 令和 3 年度長浜市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

条例関係

所管課	内 容				
人事課	<p><b>議案第 83 号 長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について</b></p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部改正により、育児休業の取得回数の制限の緩和、また会計年度任用職員が育児休業を取得するにあたっての要件の緩和及び柔軟化を行うため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>(1) 育児休業の取得回数制限の緩和</p> <p>① 出生後 8 週間以内の育児休業を原則 2 回まで取得可能とする。(現行は 1 回)</p> <p>② 上記①に加え、子の出生後 8 週間以内の育児休業を 2 回まで取得可能とする。(現行は 1 回、主に男性職員)</p> <p><b>【現行】</b> 原則 1 回、出生後 8 週間以内の育児休業 1 回</p>  <p>※会計年度職員は原則 1 年</p> <p><b>【改正後】</b> 原則 2 回、出生後 8 週間以内の育児休業 2 回</p>  <p>(2) 会計年度任用職員育児休業の取得要件の緩和</p> <p>会計年度任用職員が子の出生後 8 週間以内に育児休業をしようとする場合の要件を次のとおり緩和する。</p> <table border="1" data-bbox="450 1482 1423 1675"> <tr> <td>現行</td> <td>子が 1 歳 6 か月に達する日までに、任期が満了すること等が明らかでないこと</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>子の出生日から起算して 8 週間と 6 月を経過する日までに、任期が満了すること等が明らかでないこと</td> </tr> </table> <p>(3) 会計年度任用職員の育児休業取得の柔軟化</p> <p>会計年度任用職員の子が 1 歳以降に取得できる育児休業について、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。</p> <p>(参考) 女性は、会計年度任用職員を含め特別休暇制度あり(産前産後休暇)</p> <p><b>【施行日】</b> 令和 4 年 10 月 1 日</p>	現行	子が 1 歳 6 か月に達する日までに、任期が満了すること等が明らかでないこと	改正後	子の出生日から起算して 8 週間と 6 月を経過する日までに、任期が満了すること等が明らかでないこと
現行	子が 1 歳 6 か月に達する日までに、任期が満了すること等が明らかでないこと				
改正後	子の出生日から起算して 8 週間と 6 月を経過する日までに、任期が満了すること等が明らかでないこと				
建築課	<p><b>議案第 84 号 長浜市手数料条例の一部改正について</b></p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律、また都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等が改正されることに伴い、本市手数料条例の一部を改正するものです。</p>				

【改正内容】

(1) 建築行為がない場合における長期優良住宅の認定申請手数料の設定

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、新築・増築等の建築行為がない場合（既存建築物）においても認定申請が可能になることから、当該認定申請に対して手数料を徴収することとし、その額を定める。手数料の額は、現行条例で定められている「増築又は改築」に係る認定申請手数料と同額とする。

（例：一戸建て住宅の新築以外の認定申請）

床面積の合計	手数料の額（円）
100㎡以内	71,000円（22,000円）
100㎡～200㎡以内	106,000円（33,000円）
200㎡超	141,000円（44,000円）

※（ ）は住宅性能表示制度を利用した場合

(2) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の文言整理

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定申請における床面積の評価方法について、共用部の床面積を評価しない方法が削除されることから、当該方法を用いる場合の手数料の算定方法について抹消する。

(3) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料の文言整理

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定申請について、日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の区分が新設されることに伴い、文言の整理を行う。

(4) 建築基準法の改正に伴う条項ずれの改正

【施行日】

(1)～(3) 令和4年10月1日

(4) 公布の日

保険年金課

**議案第85号 長浜市福祉医療費助成条例及び長浜市老人福祉医療費助成条例の一部改正について**

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、当該法律の規定を引用する本市条例の一部を改正するものです。

【改正内容】

(1) 後期高齢者医療の窓口負担割合2割導入に伴う引用条項の整備

令和4年10月1日より、一定の収入がある75歳以上の後期高齢者医療被保険者の医療費窓口負担が1割から2割に引き上げられることに伴い、これを引用する本市条例の一部を改正する。（これによる制度変更はありません。）

※10月1日から使用できる後期高齢者医療被保険者証は9月中に交付予定。

導入については、令和3年の法改正以降、国、県、市によりすでに周知を行っているところ。

(2) 県準則の改正に伴う文言整理

【施行日】 令和4年10月1日

下水道総務課	<p><b>議案第 86 号 長浜市公共下水道等使用料条例の一部改正について</b></p> <p>公共下水道等使用料を使用用途にかかわらず公平に賦課することを目的として、計測装置（減算メーター、以下「装置」という。）を用いた汚水量の算定を適用できるようにするため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>公共下水道等使用料の算定の基礎となる水道水や井戸水等の使用水量に対し、実際に下水道へ排除される汚水量が著しく異なる場合（例：融雪等で水道水を使用する等）においては、装置の設置を認め、当該装置の水量を基に算出した汚水量で使用料を算出できるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="411 622 1430 913"> <tr> <td data-bbox="411 622 571 721">現行</td> <td data-bbox="577 622 1430 721"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 装置の適用は営業用途に限定</li> <li>・ 装置は市が貸与する</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 730 571 913">改正後</td> <td data-bbox="577 730 1430 913"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行に加え、一般の利用者（家事用）においても装置を設置することができる</li> <li>・ 家事用の場合、装置の設置費用は自己負担とする</li> <li>※装置本体：1万円まで、設置費：5～10万円程度</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>※利用者から装置の水量の報告を受けて汚水量を認定し、使用料を算出する。</p> <p><b>【周知方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度の大雪時に減免を行った利用者に対してお知らせ文書を送付</li> <li>・ 市広報、ホームページへの掲載</li> </ul> <p><b>【施行日】</b> 令和4年10月1日</p>	現行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 装置の適用は営業用途に限定</li> <li>・ 装置は市が貸与する</li> </ul>	改正後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行に加え、一般の利用者（家事用）においても装置を設置することができる</li> <li>・ 家事用の場合、装置の設置費用は自己負担とする</li> <li>※装置本体：1万円まで、設置費：5～10万円程度</li> </ul>
現行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 装置の適用は営業用途に限定</li> <li>・ 装置は市が貸与する</li> </ul>				
改正後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行に加え、一般の利用者（家事用）においても装置を設置することができる</li> <li>・ 家事用の場合、装置の設置費用は自己負担とする</li> <li>※装置本体：1万円まで、設置費：5～10万円程度</li> </ul>				
都市計画課	<p><b>議案第 87 号 長浜市景観条例の一部改正について</b></p> <p>建築基準法の一部改正に伴い、引用条項の番号の整理を行うものです。</p> <p><b>【施行日】</b> 公布の日</p>				

その他の事件関係

所管課	内 容
建設監理課	<p><b>議案第 88 号 市道の路線の認定について</b></p> <p>道路法第8条第2項の規定に基づき、市道として認定することにつき、議会の議決を求めるものです。</p> <p><b>【認定路線】</b> 14路線（新規認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三ツ矢北東西1号線</li> <li>宮司西南北9号線</li> <li>宮司西南北10号線</li> <li>小堀南北3号線</li> <li>大辰巳環状1号線</li> <li>神照南北7号線</li> <li>神照南北8号線</li> <li>神照東西21号線</li> <li>神照東西22号線</li> <li>神照東西23号線</li> <li>神照東西24号線</li> <li>田村環状1号線</li> </ul>

	内保南北2号線 高月北寺田線
財政課	<p><b>議案第89号～第95号 七尾財産区管理会の委員の選任について</b></p> <p>長浜市財産区管理条例第3条の規定に基づき、次の者を七尾財産区管理会の委員として選任することにつき、議会の同意を求めるものです。</p> <p><b>【氏名】</b></p> <p>柴原 一夫 (新任)  小林 憲一郎 (新任)  井上 主久 (新任)  来本 忠廣 (新任)  岸田 眞一 (新任)  小堀 順 (再任)  田中 七之 (新任)</p> <p><b>【任期】</b> 令和4年9月22日～令和8年9月21日(4年)</p> <p><b>【参考】</b> 七尾財産区の保有する土地の面積 学校用地(旧学有林) 15,897 m<sup>2</sup></p>

#### 諮問関係

人権施策 推進課	<p><b>諮問第1号～第10号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて</b></p> <p>人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することについて、議会の意見を求めるものです。</p> <p><b>【氏名】</b></p> <p>伊吹 孫平 (再任)  栗原 一美 (新任)  南部 みゆき (新任)  新田 専信 (再任)  丁野 利彦 (再任)  布施 裕子 (新任)  鈴木 眞弓 (新任)  武友 新一 (再任)  織田 しげみ (再任)  岩谷 円祐 (再任)</p> <p><b>【任期】</b> 令和5年1月1日～令和7年12月31日(3年)</p>
-------------	--

#### 報告関係

<p>・指定専決処分した事項について(報告)</p> <p>地方自治法第180条第1項の規定に基づく指定専決処分の報告</p> <p>訴えの提起について 1件</p> <p>損害賠償の額を定めることについて 3件</p> <p>除雪車による物損事故(1件)</p> <p>通園バスによる車両破損事故(1件)</p>
---

公用車による車両破損事故（1件）

- ・健全化判断比率報告書
- ・資金不足比率報告書
- ・公営企業会計資金不足比率報告書
- ・令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書
- ・令和3年度長浜市財政概況
- ・令和3年度長浜市内部統制評価報告書
- ・令和3年度長浜市内部統制評価報告書の審査意見書
- ・令和3年度債権管理条例の運用実績と評価
- ・第3期長浜市債権管理計画の運用実績と評価
- ・令和3年度債権管理条例の運用実績と評価（病院事業）
- ・第3期長浜市債権管理計画の運用実績と評価（病院事業）
- ・令和3年度主要な施策の成果、基金の運用状況及び財産に関する調書（別冊）

# 令和3年度 各会計決算額

## 1 一般会計・特別会計

(単位:円)

会計名	歳入	歳出	歳入歳出差引額	翌年度繰越財源	実質収支額
一般会計	60,745,425,116	58,466,214,688	2,279,210,428	1,040,409,459	1,238,800,969
※参考 令和2年度一般会計	74,582,308,335	72,748,005,426	1,834,302,909	515,013,689	1,319,289,220
国民健康保険特別会計	11,093,259,095	11,071,147,631	22,111,464	0	22,111,464
国民健康保険特別会計(直診勘定)	156,511,487	150,714,136	5,797,351	3,174,000	2,623,351
後期高齢者医療保険特別会計	1,454,441,177	1,452,986,610	1,454,567	0	1,454,567
介護保険特別会計	12,051,644,855	11,708,932,849	342,712,006	0	342,712,006
休日急患診療所特別会計	32,485,940	32,474,336	11,604	0	11,604
農業集落排水事業特別会計	1,235,097,779	1,232,425,818	2,671,961	0	2,671,961

## 一般会計歳入の状況

(単位:千円、%)

区分	令和3年度 決算額(A)	令和2年度 決算額(B)	増減率	令和3年度 構成比	令和2年度 構成比
市 税	16,744,235	16,642,809	0.6	27.6	22.3
分担金及び負担金	220,273	215,813	2.1	0.4	0.3
使用料及び手数料	226,547	255,167	△ 11.2	0.4	0.3
財産収入	428,587	379,324	13.0	0.7	0.5
寄附金	375,943	128,324	193.0	0.6	0.2
繰入金	753,229	3,796,469	△ 80.2	1.2	5.1
繰越金	1,834,303	2,455,951	△ 25.3	3.0	3.3
諸収入	1,341,119	841,349	59.4	2.2	1.1
<b>自主財源合計</b>	<b>21,924,236</b>	<b>24,715,207</b>	<b>△ 11.3</b>	<b>36.1</b>	<b>33.1</b>
地方譲与税	456,630	450,166	1.4	0.8	0.6
利子割交付金	14,273	16,811	△ 15.1	0.0	0.0
配当割交付金	95,648	62,168	53.9	0.2	0.1
株式等譲渡所得割交付金	114,059	79,987	42.6	0.2	0.1
法人事業税交付金	212,954	99,801	113.4	0.4	0.1
地方消費税交付金	2,687,377	2,485,658	8.1	4.4	3.3
環境性能割交付金	55,097	51,177	7.7	0.1	0.1
地方特例交付金等	578,005	134,243	330.6	1.0	0.2
地方交付税	16,635,684	15,568,642	6.9	27.4	20.9
交通安全対策交付金	12,995	13,868	△ 6.3	0.0	0.0
国庫支出金	11,758,565	21,713,864	△ 45.8	19.4	29.1
県支出金	3,807,973	3,770,550	1.0	6.3	5.1
市 債	2,391,929	5,420,167	△ 55.9	3.9	7.3
<b>依存財源合計</b>	<b>38,821,190</b>	<b>49,867,102</b>	<b>△ 22.2</b>	<b>63.9</b>	<b>66.9</b>
<b>歳入合計</b>	<b>60,745,425</b>	<b>74,582,308</b>	<b>△ 18.6</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

## 一般会計歳出の状況

(単位:千円、%)

区 分	令和3年度 決算額(A)	令和2年度 決算額(B)	増減率	令和3年度 構成比	令和2年度 構成比
議 会 費	253,830	252,984	0.3	0.4	0.3
総 務 費	7,456,891	21,069,054	△ 64.6	12.8	29.0
民 生 費	22,308,278	19,462,764	14.6	38.2	26.8
衛 生 費	5,748,069	7,354,176	△ 21.8	9.8	10.1
労 働 費	22,413	24,007	△ 6.6	0.0	0.0
農 林 水 産 業 費	2,282,028	2,265,125	0.7	3.9	3.1
商 工 費	1,152,547	2,435,272	△ 52.7	2.0	3.3
土 木 費	7,102,813	5,659,989	25.5	12.1	7.8
消 防 費	2,157,769	2,569,499	△ 16.0	3.7	3.5
教 育 費	5,423,055	6,429,439	△ 15.7	9.3	8.8
災 害 復 旧 費	14,981	108,816	△ 86.2	0.0	0.1
公 債 費	4,543,541	5,116,880	△ 11.2	7.8	7.0
歳 出 合 計	58,466,215	72,748,005	△ 19.6	100.0	100.0

## 2 企業会計

### (1) 病院事業会計

(単位:円)

収益的収支	収入	支出	令和3年度収支	令和2年度収支
医業収支	13,825,354,305	16,091,840,604	△ 2,266,486,299	△ 2,321,849,333
医業外収支	5,540,128,578	1,165,511,723	4,374,616,855	1,918,730,608
特別損益	2,931,998	2,931,998	0	0
合計	19,368,414,881	17,260,284,325	2,108,130,556	△ 403,118,725
資本的収支	収入	支出	令和3年度収支	令和2年度収支
資本的収支	1,549,395,975	2,483,975,730	△ 934,579,755	△ 1,058,521,588

### (2) 老人保健施設事業会計

(単位:円)

収益的収支	収入	支出	令和3年度収支	令和2年度収支
療養収支	428,920,168	429,466,722	△ 546,554	2,633,750
療養外収支	9,483,357	11,616,407	△ 2,133,050	△ 1,279,529
特別損益	15,961,422	15,901,422	60,000	60,000
合計	454,364,947	456,984,551	△ 2,619,604	1,414,221
資本的収支	収入	支出	令和3年度収支	令和2年度収支
資本的収支	0	4,244,426	△ 4,244,426	△ 1,370,702

### (3) 公共下水道事業会計

(単位:円)

収益的収支	収入	支出	令和3年度収支	令和2年度収支
営業収支	1,738,529,988	3,183,876,106	△ 1,445,346,118	△ 1,404,624,352
営業外収支	2,482,856,211	459,831,807	2,023,024,404	1,862,936,664
特別損益	558,534	4,888,785	△ 4,330,251	287,836,252
合計	4,221,944,733	3,648,596,698	573,348,035	746,148,564
資本的収支	収入	支出	令和3年度収支	令和2年度収支
資本的収支	2,726,432,818	4,579,117,490	△ 1,852,684,672	△ 1,708,098,929

第68号 令和4年度長浜市一般会計補正予算(第6号)の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予算額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	53,316,040	11,526,787	769,400	3,803,845	37,216,008
<b>9月補正予算額(第6号)</b>	<b>1,300,724</b>	<b>175,296</b>	<b>95,400</b>	<b>79,028</b>	<b>951,000</b>
					財政調整基金:284,809 前年度繰越金:666,191
補正後予算額	54,616,764	11,702,083	864,800	3,882,873	38,167,008

1. コロナ禍における原油価格・物価高騰等対策

520,588

うち、生活者や事業者に対する支援

365,659

○子育て世帯応援事業	子育て世帯応援給付金の交付(対象者1人あたり1万円)	191,996
○生活困窮者自立支援事業	生活困窮者用食料品等の購入	280
○持続可能な農業経営支援事業	農業用燃油、肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金	143,262【県:52,924】
○湖北地区基幹水利施設管理事業	揚水機場、頭首工の電気料	28,621
○林業振興対策事業	林業事業者への燃油高騰に対する補助	1,500

うち、庁舎等公共施設燃料費等

120,900

○本庁舎管理経費	本庁舎の電気料	7,000
○支所等管理経費	各支所等電気料、ガス代(びわ、虎姫、余呉、西浅井)	5,900【その他:2,660】
○北部振興局管理経費	北部振興局施設等燃料費、電気料	2,600【その他:84】
○駅関連施設維持管理事業	田村駅、木ノ本駅、余呉駅等施設電気料	1,000
○自主防犯推進事業	防犯灯の電気料	4,100
○長浜地域総合センター管理運営事業	長浜地域総合センター施設等燃料費	100
○木之本総合センター管理運営事業	木之本総合センター施設等燃料費、電気料	1,000
○保育所管理運営事業	公立保育所の施設等燃料費、電気料、ガス代	2,900
○認定こども園管理費	公立認定こども園の施設等燃料費、電気料、ガス代	14,100
○保健センター管理経費	保健センター等の電気料、ガス代	3,300
○観光振興事務経費	観光施設の電気料	200
○道路橋梁総務事務経費	市道街路灯電気料	3,500
○道路維持管理事業	地下道排水ポンプ等電気料	400
○長浜駅自由通路管理費	長浜駅自由通路電気料	1,600
○水防活動経費	土砂災害システム雨量計表示板等電気料	200
○自主防災体制づくり事業	防災無線等電気料	800
○姉川コミュニティ防災センター管理運営事業	姉川コミュニティ防災センター電気料	200
○小中学校管理費	小学校、中学校、義務教育学校の施設等燃料費、電気料	43,900
○幼稚園管理費	公立幼稚園の施設等燃料費、電気料、ガス代	3,400
○市民文化ホール管理運営事業	びわ文化学習センターの施設等燃料費	100
○長浜城歴史博物館管理運営事業	長浜城歴史博物館の電気料、ガス代	300
○ながはま文化福祉プラザ管理運営費	ながはま文化福祉プラザの電気料、ガス代	4,200
○図書館管理運営費	図書館の施設等燃料費、電気料	1,900
○学校給食センター管理運営事業	学校給食センター電気料、ガス代	18,200

うち、指定管理施設燃料費等

34,029

○駅関連施設維持管理事業	駅関連施設指定管理料の追加	1,102
○地域活性化施設管理運営事業	ウッディバル余呉、大見いこいの広場指定管理料の追加	1,117
○地域国際化推進事業	多文化共生・国際文化交流ハウス指定管理料の追加	112
○市民まちづくりセンター管理運営事業	市民まちづくりセンター等指定管理料の追加	6,133
○健康パークあざい管理運営事業	健康パークあざい指定管理料の追加	3,105
○高齢者福祉施設管理運営事業	福祉ステーション指定管理料の追加	7,778
○勤労者福祉対策事業	長浜勤労者総合福祉センター指定管理料の追加	580
○農林水産物販売加工施設管理運営事業	湖北みずどりステーション等指定管理料の追加	2,210
○林業施設管理運営事業	高山キャンプ場指定管理料の追加	150
○バイオ産業推進事業	長浜バイオインキュベーションセンター指定管理料の追加	467
○長浜鉄道スクエア管理運営事業	長浜鉄道スクエア指定管理料の追加	222
○慶雲館管理運営事業	慶雲館指定管理料の追加	241
○己高庵管理運営事業	己高庵指定管理料の追加	1,800
○虎姫時遊館管理運営事業	虎姫時遊館指定管理料の追加	151
○市民文化ホール管理運営事業	長浜文化芸術会館、木之本スティックホールの指定管理料の追加	2,150

○長浜市民交流センター管理運営事業	長浜市民交流センター指定管理料の追加	645
○勤労青少年施設等管理運営事業	長浜市勤労青少年ホーム指定管理料の追加	257
○スポーツ施設管理運営事業	長浜市民体育館等指定管理料の追加	4,877
○文化施設管理運営費	長浜市曳山博物館等指定管理料の追加	932

## 2. 補助採択等によるもの

277,704

○地域介護・福祉空間整備事業	地域介護・福祉空間整備事業補助金	7,800	【国:7,800】
○雪寒対策費	除雪車両購入(6台)	89,000	【国:32,561】 【市債:14,600】
○舗装修繕事業	市道の舗装修繕(3路線)	84,500	【国:36,166】 【市債:32,500】 【総合管理基金:15,834】
○都市公園整備事業	豊公園再整備工事	46,000	【国:20,000】 【市債:19,000】
○補助街路整備事業	街路用地購入、物件移転補償(地福寺神照線、大戊亥山階線)	50,404	【国:25,202】 【市債:22,600】

### ■繰越明許費

○雪寒対策費	除雪車両購入	89,000	都市建設部道路河川課
○都市公園整備事業	豊公園再整備工事	87,200	都市建設部都市計画課
○補助街路整備事業	街路用地購入、物件移転補償(地福寺神照線、大戊亥山階線)	117,414	都市建設部道路河川課

## 3. 年度内に新たに予算措置が必要となったもの

436,970

○市税等還付金	国庫県支出金精算還付金の追加	363,000	
○市民まちづくりセンター整備事業	神田まちづくりセンター整備に係る測量・実施設計	7,110	【市債:6,700】
○介護保険特別会計繰出金	介護保険料軽減分の令和3年度精算による追加交付	860	【国:429】 【県:214】
○土地区画整理事業	室町土地区画整理事業負担金	66,000	

### ■債務負担行為

○情報システム運用管理事業	住民情報システムサービス利用料(R4~R7)	356,000	デジタル行政推進局
---------------	------------------------	---------	-----------

## 4. 未来の長浜をつくるための予算

65,462

○企画管理経費	(仮称)長浜バイオ大学と地域の連携のあり方に関する有識者会議の開催	195	
○病院連携事業	(仮称)病院経営形態検討委員会の開催	1,155	
○中心市街地活性化推進事業	長浜駅周辺整備事業に関する調査	2,582	
○宿泊・滞在型観光推進事業	びわ湖長浜観光プラットフォーム形成事業	5,720	【好循環基金:5,720】
○教育指導事務経費	AI型ドリルソフトの導入拡大、校務支援システムの機能拡充	14,009	【子ども基金:11,194】
○小中学校管理費・小中学校教育備品整備事業	学力診断検査業務委託料の減額	▲4,500	
○地域総合センター費	学校用インターネット接続改修・保守及び回線使用料	45,828	【子ども基金:43,536】
	地域総合センターの通信環境整備(長浜、虎姫、木之本)	473	

### ■債務負担行為

○企画管理経費	長浜バイオ大学と地域の連携のあり方検討業務(R4~R5)	11,000	総務部政策デザイン課
○病院連携事業	(仮称)病院経営形態検討委員会運営支援業務(R4~R5)	11,110	健康福祉部地域医療課
○地域振興事業	八田部発土受入跡地利用計画策定業務(R4~R5)	26,500	北部振興局建設課丹生ダム
	八田部堤外地取得事業(R4~R5)	31,600	対策室
○教育指導事務経費	校務支援システムグループウェア機能構築・利用・保守業務(R5~R7)	8,478	教育委員会事務局教育改革推進室

【参考】

基金略称	基金名称
子ども基金	子ども未来教育基金
好循環基金	環境と社会経済の好循環創造基金
総合管理基金	公共施設等総合管理基金

## 特別会計

第69号 長浜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	国庫県支出金精算還付金	50,522
第70号 長浜市国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第1号)	診療所の電気料、指定管理料の追加	1,783
第71号 長浜市介護保険特別会計補正予算(第1号)	国庫県支出金精算還付金	116,952
	介護保険財政調整基金積立金	189,542

## 企業会計

第72号 長浜市病院事業会計補正予算(第2号)	[市立長浜病院]医療機器の整備	31,000
	[長浜市立湖北病院]簡易病室等の整備	5,582